

山梨市家具等転倒防止対策事業補助金交付要綱

令和6年3月25日

告示第36号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震による家具等の転倒を防止し、市民の身体の安全確保とその後の円滑な避難行動につなげるため、家具等転倒防止器具等の購入及び取付け等の家具等転倒防止対策を実施する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、山梨市補助金等交付規則（平成17年山梨市規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家具等 タンス、食器棚、本棚その他これらに類する床置き型の家具並びにテレビ、冷蔵庫等で災害時に転倒することにより生命に危険を及ぼす可能性のあるもの及び食器、図書等の棚に置かれているものや吊り下げ照明器具で地震発生時に転落又は落下し、散乱することにより円滑な避難行動に支障を来すものをいう。
- (2) 家具等転倒防止器具等 家具等の転倒又は落下を防止するために有効な金具等の器具をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、本市の住民基本台帳に記録されている者で、次に掲げる要件を満たす世帯の世帯員とする。

- (1) 世帯員のいずれもが、市税等の滞納がない世帯であること。
- (2) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがない世帯であること。

2 次条第2号に規定する経費に対する補助対象者は、前項の規定のほか、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 65歳以上の者のみで構成された世帯(申請年度の3月31日までに65歳に達する者を含む。)である者
- (2) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみを養育するひとり親の世帯に属する者
- (3) 身体障害者手帳の交付を受けている者が属する世帯に属する者

- (4) 療育手帳の交付を受けている者が属する世帯に属する者
- (5) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が属する世帯に属する者
- (6) 介護保険の要支援又は要介護の認定を受けている者が属する世帯に属する者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に補助金の交付が必要であると認める者
(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げるもののうち補助対象者が居住する山梨市内の住宅の家具等に係るものとする。

- (1) 家具等の転倒防止器具等の購入費
- (2) 家具等の転倒防止器具等の取付けを事業者に依頼する場合の事業費(家具等転倒防止器具等の購入費を含む。)

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費とし、その限度額は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第1号 5,000円
- (2) 前条第2号 10,000円

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、山梨市家具等転倒防止対策事業補助金申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、購入した日の属する年度の3月31日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払を証する書類
- (2) 家具等転倒防止器具等取付け後の写真
- (3) 補助対象者であることが確認できる書類の写し
- (4) 市税等納税証明書(様式第2号)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、山梨市家具等転倒防止対策事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により当該申請した者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、不相当と認めるときは、補助金の不交付を決定し、山梨市家具等転倒防止対策事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに当該補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し等)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、当該交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該交付決定に基づき交付した補助金の額の全部若しくは一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

年 月 日

山梨市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

山梨市家具等転倒防止対策事業補助金申請書兼請求書

山梨市家具等転倒防止対策事業補助金の交付を受けたいので、山梨市家具等転倒防止対策事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて申請及び請求します。

1 申請額 (請求額)	円			
2 交付対象経費	円			
3 添付書類	・ 補助対象経費の支払を証する書類 ・ 家具等転倒防止器具等取付け後の写真 ・ 補助対象者であることが確認できる書類の写し ・ 市税等納税証明書 (様式第 2 号) ・ その他市長が必要と認める書類 ()			
4 振込先	金融機関名		本支店名	
	種 別		口座番号	
	ふりがな			
	口座名義人			

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

山梨市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

市税等納税証明請求書

山梨市家具等転倒防止対策事業補助金申請に使用するため、次の事項について証明を請求します。

申請者及びその世帯員に、現在山梨市の

市県民税（特別徴収分、普通徴収分）
国民健康保険税
固定資産税（共有分も含む）
軽自動車税 の滞納がないこと。

以上

市税等納税証明書

上記のとおり、相違ないことを証明します。

この証明に関しては、山梨市手数料条例第5条第1項第7号に基づき、手数料を徴収しません。

年 月 日

山梨市長

印

様式第3号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

山梨市長

山梨市家具等転倒防止対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった山梨市家具等転倒防止対策事業補助金については、下記のとおり補助金を交付することに決定しましたので、山梨市家具等転倒防止対策事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

補助金交付決定額

円

第 号
年 月 日

様

山梨市長

山梨市家具等転倒防止対策事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった山梨市家具等転倒防止対策事業補助金については、下記のとおり不交付と決定しましたので、山梨市家具等転倒防止対策事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1 不交付決定の理由